

千葉県介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）から委任を受けて、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下単に「住宅改修費」という。）の受領（以下「受領委任払い」という。）を行う事業所の登録等の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請等)

第2条 法第45条第1項及び第57条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）を行う事業所の設置者（以下「設置者」という。）であって、設置する事業所がこの要綱に基づき受領委任払いを行うために市長の登録（以下「事業所登録」という。）を受けようとするものは、介護保険住宅改修費受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をした設置者は、登録を希望する事業所ごとに、市が行う住宅改修費の受領委任払いに関する説明会兼住宅改修に関する研修会（以下「新規説明会」という。）に、当該事業所に在籍する役員又は従業者を出席させなければならない。

(登録の決定等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による事業所登録の申請があった場合において、登録を希望する事業所に在籍する役員又は従業者が同条第2項の新規説明会に出席したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所可否決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録決定された事業所（以下「登録事業所」という。）について、介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所一覧（以下「登録事業所一覧」という。）に次の各号に掲げる事項を登録し、居宅要介護被保険者等、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び第58条第1項に規

定する指定介護予防支援事業者等に対し、登録事業所に係る第5号から第12号に掲げる事項について書面及び千葉市ホームページへの掲載の方法により情報提供を行うものとする

- (1) 設置者の名称
- (2) 設置者の代表者職氏名
- (3) 設置者の所在地
- (4) 設置者の連絡先
- (5) 登録番号
- (6) 登録事業所の名称
- (7) 登録事業所の代表者職氏名
- (8) 登録事業所の所在地
- (9) 登録事業所の連絡先
- (10) 登録事業所の営業日・営業時間
- (11) 利用者からの苦情処理のために講じる措置
- (12) 登録の有効期間
- (13) 設置者の代表者印
- (14) 登録事業所の代表者印
- (15) 住宅改修費の指定振込先口座
(登録の有効期間)

第4条 前条の規定により決定された事業所登録の有効期間は、新規説明会に出席した日の属する月の翌月初日を有効期間開始日とし、有効期間開始日が属する年度の翌年度末日を有効期間満了日とする。

(登録の更新)

第5条 設置者は、事業所登録の更新にあたり、有効期間の満了する前に、介護保険住宅改修費受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。また、事業所登録の更新の申請をした設置者は、登録の更新を希望する事業所ごとに、市が行う登録更新説明会兼研修会(以下「更新説明会」という。)に、当該事業所に在籍する役員又は従業者を出席させなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業所登録の更新の申請があった場合において、登録の更新を希望する事業所に在籍する役員又は従業者が前項の更新説明会に出席したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所可否決定通知書(様式第2号)により、当該申請をし

た者に通知するものとする。また市長は、登録更新が決定された事業所について、登録事業所一覧に第3条第2項に掲げる事項を登録し、居宅要介護被保険者等、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者等に対し、登録事業所に係る第5号から第12号に掲げる事項について情報提供を行うものとする。

- 3 前項の規定により更新された事業所登録の有効期間は、更新説明会に出席した日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

(登録事業所の責務)

第6条 登録事業所は、関係法令及びこの要綱を遵守するとともに、居宅要介護被保険者等が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身及び住宅の状況等を踏まえた適正な住宅改修を行うよう努めなければならない。

- 2 登録事業所は、第2条第2項に規定する新規説明会及び第5条第1項に規定する更新説明会の他に、市が住宅改修に関する研修会を行うときは、登録事業所に在籍する役員又は従業者を出席させなければならない。

(変更等の届出等)

第7条 設置者は、第3条第2項各号に定める登録事項（登録の有効期間を除く。）を変更しようとするときは介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所に係る変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

- 2 設置者は、登録事業所が住宅改修の施工又は受領委任払いの事業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所（廃止・休止・再開）届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、前2項の規定による届出があった場合は、登録事業所一覧の登録事項の変更又は住宅改修の施工若しくは受領委任払いの事業の廃止、休止若しくは再開について登録事業所一覧に記載するものとする。

(登録の取消等)

第8条 市長は、設置者又は登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、事業所登録を取り消すものとする。

- (1) 不正の手段により事業所登録を受けたとき。

- (2) 受領委任払いに係る請求に関し不正があったとき。
 - (3) 次条第1項の規定による市長の調査を正当な理由がなく拒否し、若しくはこれに虚偽の回答をし、又は同条第2項の是正措置を正当な理由がなく拒否したとき。
 - (4) その責めに帰すべき事由により居宅要介護被保険者等の財産を損壊し、又は滅失したとき。
 - (5) 居宅要介護被保険者等から受領委任払いを求められた場合において、正当な理由がなく、これを拒否したとき。
 - (6) 第6条の規定に著しく違反したと認められるとき。
 - (7) 法第23条に規定する文書その他の物件の提出若しくは提示の依頼若しくは当該職員による質問若しくは照会の求めを拒否し、又はこれらに対し虚偽の回答をしたとき。
 - (8) 法第45条第8項に規定する市長の権限の行使を拒否し、又はこれに虚偽の回答をしたとき。
 - (9) 不正の手段により第11条第1項の委任を受けたとき。
 - (10) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号及び第94条第1項第3号に規定する住宅改修について必要と認められる理由が記載されている書類（以下「住宅改修理由書」という。）の作成に不正の手段により関与したとき。
 - (11) 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止又は千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年12月1日施行）に基づく指名除外を受けたとき。
 - (12) 被保険者本人等が望まない介護保険制度の手続き等を事業所が強要したことを確認したとき。
 - (13) 千葉県高齢者・障害者住宅改修事業者登録の抹消処分を受けたとき。
 - (14) 設置者が同一である他の登録事業所が事業所登録の取消しを受けたとき。
- 2 前項の規定による事業所登録の取消しは、登録事業所一覧から登録事項を抹消することにより行う。この場合において、市長は、取消しを受けた事業所の設置者に対し、介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所取消決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

- 3 市長は、第1項各号の規定により事業所登録を取り消した事業所（以下「取消事業所」という。）及び取消事業所と設置者が同一である他の事業所については、事業所登録取消日から2年を経過するまでの間、事業所登録及び事業所登録の更新を行わないものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により事業所登録を取り消した事業所について、第3条第2項第1号から第3号及び第5号から第8号に定めた事項及び取消事由を公表するものとする。
- 5 前項の規定による公表は、市介護保険管理課及び各区高齢障害支援課介護保険室における閲覧並びに千葉市ホームページへの掲載の方法により行うものとする。

（調査等）

第9条 市長は、この要綱の施行に関し、必要があると認めるときは、口頭、文書又は実地による調査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の調査により、千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号）第23条に規定する住宅改修費の支給申請の際に提出された住宅改修理由書の内容に違反する、又は不適切な住宅改修が行われたと認めるときは、登録事業所のこ置者に対し、必要に応じて是正措置を講ずるよう要請するものとする。

（領収証等）

第10条 登録事業所は、住宅改修費その他の住宅改修に要した費用の支払を受けたときは、当該支払をした居宅要介護被保険者等に対し、領収証及び現に要した費用の内訳書を交付しなければならない。

- 2 前項の領収証及び内訳書には、住宅改修に要した費用について、居宅要介護被保険者等から支払を受けた費用の額のうち、住宅改修費に係る費用の額とこれを除く住宅改修に要した費用の額とを区分して記載しなければならない。

（住宅改修費の支給）

第11条 居宅要介護被保険者等が登録事業所から住宅改修の施工を受け、かつ、当該居宅要介護被保険者等が当該登録事業所に対し住宅改修費の受領の委任を行ったときは、登録事業所は、当該居宅要介護被保険者等が当該登録事業所に支払うべき当該住宅改修に要した費用について、住宅改修費として当該居宅要介護被保険者等に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、その支払を受けることができる。

2 前項の規定による登録事業所に対する支払があったときは、居宅要介護被保険者等に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。

(居宅要介護被保険者等の資格等の確認)

第12条 登録事業所は、住宅改修を行うにあたり、居宅要介護被保険者等が提示する介護保険被保険者証又は介護保険資格者証により被保険者の資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認しなければならない。

(委任状の交付)

第13条 居宅要介護被保険者等は、登録事業所に第11条第1項の委任をしようとするときは、当該登録事業所に対し、委任状を交付しなければならない。

(住宅改修に係る住宅改修費の受領の委任の制限)

第14条 居宅要介護被保険者等は、当該居宅要介護被保険者等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、登録事業所に対し、住宅改修費の受領の委任を行うことができない。

- (1) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載がされている場合
- (2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められている場合
- (3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載がされている場合
- (4) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載がされている場合

(守秘義務)

第15条 設置者及び登録事業所の役員及び従業者は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等、その家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局高齢障害部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の規則第75条第1項及び第94条第1項に規定する住宅改修費の支給の申請（以下「申請」という。）から適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱を施行するために必要な第2条及び第3条（第3項を除く。）に規定する手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行時期）

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

（施行時期）

- 1 この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

介護保険住宅改修費受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書

(あて先) 千葉市長

千葉市介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱第2条第1項の規定に基づき、「承諾する内容」の記載事項に同意し、かつ、これを遵守することについて誓約のうえ、介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業所として登録することを申請します。

		登録 番号		
申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	フリガナ			
	代表者職氏名・印	印		
	所在地	〒 ー		
	連絡先	電話番号		
		FAX番号		
メールアドレス				
登録事業所	フリガナ			
	名称			
	フリガナ			
	代表者職氏名・印	印		
	所在地	〒 ー		
	連絡先	電話番号		
		FAX番号		
		メールアドレス		
	営業日・営業時間			
利用者からの苦情処理のために講じる措置				

※個人事業主の場合等、申請者と登録事業所が同一のときは、登録事業所の名称～連絡先欄の記載は省略できます。

※新規申請の場合、登録事業所の登録番号は空欄にしてください。

※登録事業所の代表者職氏名・印欄には、契約及び請求等に使用する内容及び印を記入・押印してください。

住宅改修費の指定振込先口座

金融 機関 名称	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店 名称	本店 支店 出張所
口座種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()		口座番号
口座名義人	フリガナ		
	名義人		

承 諾 す る 内 容

- 1 介護保険の対象となる住宅改修の提供に関しては、関係法令及び千葉市介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 市長が、要綱第3条第2項の規定により、介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所一覧（以下「登録事業所一覧」という。）に登録し、及び居宅要介護被保険者等に対し事業所に係る情報提供を行うこと。
- 3 要綱第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、市長は、事業所登録を取り消すこと。また、同条第4項に掲げる事項及び取消事由を公表すること。
- 4 千葉市が実施する新規説明会、更新説明会並びにその他住宅改修に関する研修会に出席すること。
- 5 市長が、要綱第9条第1項の規定により、口頭、文書又は実地による調査を行うこと。
- 6 居宅要介護被保険者等から苦情があった場合は、事実関係を確認するため、必要に応じて訪問等を行い、当該居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情解決に努めること。また、登録事業所及び設置者において処理し得ない内容についても行政窓口関係機関との協力により適切な対応を行うこと。

介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所可否決定通知書

(申請者(設置者)の名称)
(代表者職氏名) 様

千葉市長 印

千葉市介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

1 登録の可否

(1) 登録する (2) 登録しない

理由：)

2 事業所の名称、所在地、代表者職氏名

名称	
所在地	
代表者職氏名	

3 登録番号

--

4 登録の有効期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所に係る変更届出書

(あて先) 千葉市長

名 称
申請者(設置者) 所在地
代表者職氏名 印

千葉市介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱第7条第1項の規定に基づき、登録内容の変更を届出します。

変更年月日(予定日)		登録番号	登録事業所の名称	
申請者(設置者)	変更があった事項	変更後の内容		
	名称	変更前の内容		
	代表者職氏名・印	印		
	所在地	〒 ー		
	連絡先	〒 ー		
	電話番号			
	FAX番号			
	メールアドレス			
登録事業所	名称			
	代表者職氏名・印	印		
	所在地	〒 ー		
	連絡先	〒 ー		
		電話番号		
		FAX番号		
		メールアドレス		
	営業日・営業時間			
	利用者からの苦情処理のために講じる措置			

変更後の住宅改修費の指定振込先口座

金融機関名称	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店名称	本店 支店 出張所
口座種目	1.普通 2.当座 3.その他()	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	名義人		

※ 変更のあった項目のみ記入してください。

介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所（廃止・休止・再開）届出書

（あて先）千葉市長

申請者（設置者） 名称
所在地
代表者職氏名 印

次のとおり、（住宅改修の施工・受領委任払い）の事業を（廃止・休止・再開）しますので、
下記のとおり届け出ます。

登録番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の代表者職氏名	

廃止・休止・再開区分	廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開
廃止・休止・再開日	年 月 日（～ 年 月 日）
廃止・休止・再開する理由	
施工中の住宅改修に対する措置 （休止・廃止の場合）	

介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所取消決定通知書

(申請者(設置者)の名称)
(代表者職氏名)様

千葉市長 印

下記の事業所の登録について、千葉市介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱第8条第1項の規定に基づき事業所登録を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 事業所の名称、所在地、代表者職氏名

名称	
所在地	
代表者職氏名	

2 登録番号

--

3 取消決定日

年	月	日
---	---	---

4 取消事由

--